

あなたは、次の相続税のテストに いくつ答えられますか？



1. 税務署があなたの親の財産を評価すると大体_____円になる
2. わたしが支払う相続税は大体_____円になる
3. 相続税を支払うと_____円の現金が（残る・足りない）
4. _____の対策を実行すれば_____円の相続税の節約になる

自分が支払うかもしれない相続税が不安な方へ

新風リーガルサービス代表
上羽崇之 より

あなたは、自分が支払う相続税を具体的に知っていますか？

自分の家には財産なんてないから、ただなんとなく大丈夫だと思っていないですか？

既にご存知のとおり、平成27年1月より相続税法の改正により、相続税の基礎控除や税率が変更されました。具体的には、

改正前の基礎控除額 → $5000\text{万円} + 1000\text{万円} \times \text{法定相続人数}$

改正後の基礎控除額 → $3000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人数}$

と財産から差し引ける金額が40%も減額され、改正前は相続税が課税されるのが大体100人に4人だったのが、6〜7人くらいになったと言われています。

また、控除が減った分課税される財産が増えたため、これまで課税されていた人にとっては改正前よりも納める金額が増えてしまうことが多くなっています。

一方で、土地に関する相続税の評価を最大80%も減らす特典である「小規模宅地等の特例」は対象の限度面積が240㎡から330㎡まで大きくなり、これをうまく使うことで相続税を節税することもできます。

この特典は、これまでとは違い二世帯住宅や老人ホームへ入所されているケースでも使えるようになりました。

こんなことについて、これまでセミナー、書籍、テレビ、雑誌、新聞で、、、熱心に勉強された方も多いと思います。

**でも、こんなことをいくら聞いたところで、実際何も分かりませんよね??
なんとなく分かった気になってしまうだけです。**

もしあなたが上記のテストに全然答えられないのであれば、残念ながら今までやってきたことが間違っていた可能性があります。

でも、それはあなたが悪いのではなく、ほんの少し目を向ける方向や、やり方が間違っていただけなのです。

知識は、持っているだけでは何の役にも立たない

本当に重要なのは、こんな一般的な知識を持っているかどうかではなく、、、

この改正があなたにとってどのように影響があったのか？

あなたに降り掛かってくる相続税がいくらで、親から引き継ぐ財産だけで払えるのか？

現金が足りないから、いずれ財産を処分しないといけないのか？

親の預金が少ないから、このままだと自分の預金から税金を支払わないといけないのか？

もし自分で支払えないなら、今からどのような対策をする必要があるのか？

といったような「**あなたやご家族にとってどうか?**」という問題を判断できるようになることではないでしょうか？

知識は問題を解決するのに役に立ちますが、問題そのものを解決してくれるわけではありません。

つまり、ただなんとなくセミナーに行ったり、本を読んだりして勉強するだけでは、ほとんど役に立たないのです。

冒頭の、あなたにとってとても大切な計算ができなかったのが、その証拠です。

なぜできなかったのでしょうか？

それは、このテストは知識だけでは計算できない問題だからです。具体的には、親の財産や自分の置かれている状況を調べるという「行動」をしていないと絶対に分かりません。

かといって、自分で行動しようと思っても「そのうち調べよう」「急ぐものじゃない」といつい後回しにできてしまいませんか？

まず自分は大丈夫だとは思っているけれど、やっぱり少しは不安で気にはなっている、、、

わざわざ税理士にこんなことを相談するのは敷居が高くて、面倒くさい。。

計算してもらおう費用も高そうだし、お願いするような税理士を決められない、、、

もしあなたがこんな風を感じているとすれば、今回私たちが開催する実践講座がお役に立てるかもしれません。

第2回相続・認知症対策実践講座開催決定！ (主催：司法書士・FP 新風リーガルサービス)

**「今日から”できる”相続税の節税対策実践講座」
講師：税理士 竹内 雄一 先生**

この実践講座は、

相続税の専門家のコーチを受けながら、たった2時間で、だいたいの相続税の金額を自分で計算し、あなたの家族が簡単に実行できる対策を考えて頂くための講座です。

そして、これまで具体的な行動をしたくてもできなかった方が行動するきっかけにもらう、その一歩目を踏み出してもらうための講座でもあります。

ですから、残念ながらすべての方に勧められるわけではありません。

この講座は、次のような悩みを抱える方にオススメできます。

- 自分の家族は大丈夫だと思いつつ、なんとなく気になっている
- 相続税がかかるのか、かからないのか知りたい
- もしかかるなら、相続税のだいたいの金額を知りたい
- 親の相続税が心配だが、なかなか話し合うきっかけがない、言い出せない
- これまで本やセミナーで勉強してきたが、あまり役に立っている感じがしない
- いわゆる「富裕層」や「資産家」ではない
- 事業を営んだり、会社を所有していない
- セミナーなどで計算方法を勉強しても、家に帰ったら後回しにしてしまう

逆に、評価の難しい自社株式などの財産や、たくさんの不動産の評価を出すのは今回の講座では難しいので、次のような方には向いていません。

- × 家族が事業を営んだり、会社を所有している方
- × 不動産をたくさんもっている資産家の方
- × 1円単位まで正確な相続税を知りたい方

また、私たちの開催する講座は「実践」講座ですので、普通のセミナーのように、今後のためにただ勉強したいだけの方にも向いていません。

この実践講座に参加して得られる メリットの一部をご紹介します

✓この講座で一度計算方法をしっかりと身に付ければ、これから財産に変化があっても何度でも自分で計算できます。実際の相続税の申告でもない限り、1円単位まできっちりと出す必要はありません。だいたいの金額がいつでも出せるようになります。

さらに、当日お配りする資料は詳しい解説付です。万が一ちょっと内容を忘れても、資料を見直しながら順番に計算すれば大丈夫です。

✓「分からない」というなんとなくの不安やイライラとはもうさようなら。相続税が「かかる」「かからない」だけでなく、具体的な金額まで分かります。

もし、現金が足りないなら足りないことが分かりますし、あなたに必要な対策や計画も具体的に立てられるようになります。勧められるがままに、必要もない対策をすることなくなります。

✓この2時間の講座の間に、あなたに相続税がかからないことが分かれば、それだけで安心。

もう相続税のことなんて気にする必要はありません。テレビや雑誌の特集に気をとられることもなくなります。もっとあなたにとって他の重要なことに取り組めるようになります。

✓この講座の途中で財産のリストが出来上がるので、いつでも財産の状態が「見える」ようになります。もし、専門家への相談が必要になったときも話がスムーズで簡単に進みます。また、万が一のときの相続手続にも漏れがなくなり、後で知らない財産が出てくることも、その手続で時間や費用を無駄にすることもあります。

✓話を聞くだけの退屈な講義ではありません。実際に作業しながら講座に参加できます。資料を先にめくってどんどん読み進めたり、他のことを考えたり、といったダラダラとした退屈な時間はありません。楽しく学んで頂けるはずです。

✓自分で勉強するととても時間がかかる…専門家に頼むと高い…そんな悩みが解決します！

1円単位まで正確に！というわけにはいきませんが、たった2時間で「大体このくらい」という相続税の計算ができるようになります。あなたは当日この講座に参加するだけです。もう難しい本を買ったり、時間をかけて勉強する必要はありません。料金も、専門家に頼むよりも大変お得です。

✓この講座に参加して、次の日から相続の準備をしておけば、いざというときに慌てません。

相続税は、相続が開始してから10ヶ月以内に申告しなければいけません（きっと、とても早く感じることでしょう）。

そのうえ、相続前と相続後ではできることに大きな違いがあります。あなたが知っている相続（税）対策のほとんどは相続前（もう少し踏み込むと認知症前）にしかできないことです。

✓旦那様や親御さんと一緒に参加すれば、ご家族の話し合いのきっかけになります

財産を渡すかたは相続税を支払わないので、あまりこのようなことに興味がないことがあります。どうしても「死」を意識する話になり、言い出しにくかったり、話し合うきっかけがなかったりするのではないのでしょうか？

この講座に誘って一緒に参加すれば、相続税の計算をきっかけに財産のことだけでなく、これまで話せなかった将来のことをこれから話し合うきっかけになるでしょう。

✓相続税の計算で一番面倒くさい土地の評価が分かります。この計算には「路線価」という国税庁が出す基準価格を使って計算します。本来、路線価は自分でわざわざ調べないといけませんが、今回は講座当日に私たちが路線価を調べて参加者全員にお知らせします。

講師紹介

今回は、私たち新風リーガルサービスの業務パートナーとしてお客様に生前贈与や遺言書など相続に関する税務検証や税務申告をサポート頂いている税理士の先生を講師にお招きいたします。



税理士 竹内雄一 先生

近畿税理士会所属 会員番号 123063

<略歴>

2005年3月 同志社大学経済学部卒業

2005年4月 松下電工株式会社（現:パナソニック株式会社）
入社

2009年9月 宇治市の税理士法人 入社

2015年2月 竹内雄一税理士事務所 開業

前勤務先が資産税に力を入れている税理士法人であったため相続対策提案、生前贈与等の相続に関する業務に深く従事し、多くの方の相続に関する悩みを解決。ファイナンシャルプランナーの国際資格であるAFPを取得後は、さらに幅広い提案を行っている。

実践講座の内容は？

「本当に自分で計算できるの??」

今回の実践講座の内容をご紹介します、、、

ステップ1) 相続と相続税の基礎講義

最初に、これから実際に相続税を計算していくために最低限必要な知識、そして相続対策の基本的な考え方を分かりやすい解説で身に付けて頂きます。初めての方でも一から理解できますし、なんとなく知っている方でも正しい知識を改めてインプットできます。

だいたいの金額を計算するのにそんなにたくさんの知識は必要ありません。むしろ、最低限必要なポイントだけ押さえて実際に計算しながら覚えた方が近道です。

あなたが学校に行っていたときのことを思い出して下さい。

教科書を読んだり、先生の話聞いたときではなく、実際に練習問題をやったときに初めてちゃんと理解できたのではないのでしょうか？それと同じです。

ステップ2) 推定相続人の確認

ここからは、ステップ1で身に付けた知識を使って、解説を聞きながら自分や家族にあてはめて作業をしていきます。

ここでは「推定相続人」といって、もしこのまま相続が起こったら誰が相続人になるのかを正しく把握します。

これはこの後の基礎控除を計算するのに絶対に必要です。これを間違ってしまうと、ひとりにつき600万円（生命保険の非課税枠もあわせると1000万円以上！）も財産の金額に差が出てきてしまいます。思ってもみない親族に財産を渡さないとはいけなかった、ということもありえます。

一度相続人を把握してしまえば、税金の計算や相続対策を考えるときに迷うことや失敗することがなくなります。講座当日は、講師が作ったフローチャート式のシートで確認できるので一目瞭然です。

「そんなに難しくない」と思っている、たまに間違えている方もいらっしゃいますので、この機会に確実に把握して、この後の計算や対策を間違えないようにしましょう。

ステップ3) 財産のリストを完成させる

次は、財産の目録を作る作業です。ほとんどの人が、ここで面倒くさくなってやめてしまったり、適当に金額を考えてしまったりしてなかなか完成しません。

財産には、現預金・有価証券・不動産・生命保険などがあります。また、借金などのマイナスの財産もあります。それぞれの評価方法の解説を聞きながら、**財産のリストを「この場で」完成させましょう。**

この講座に参加してちゃんとした財産のリストを作ることで、相続税が計算できるほかにも様々なメリットがあります。

・預貯金が整理できる

日経新聞によれば、ずっと利用がなく放置されている休眠口座が毎年500億円にもなるそうです。口座があるのを知らなければ今後手続することもできません。たとえ1,000円でも10,000円でも、ちりも積もれば山となります。とてももったいないですね。

あなたの親御さんにもこんな口座がたくさんあるかもしれません。この機会にすべての銀行口座を把握してしまいましょう。今のうちに整理しておけば、相続のときに整理するよりも時間が大幅に節約できます。

・生命保険には非課税枠があります

これを活用することで、財産の金額を減らすことができるのですが、、

そもそもどんな保険に入っているのか、いくら入っているのか自分で分かっていなければ、うまく活用することができません。契約の内容が高度で一見よく分からない生命保険もありますので、分からないところは講師と一緒に確認して書き込みましょう。

これは、今後保険を見直すときにも使えます。万が一のとき、請求に漏れがなくなります。

・土地の相続税評価が分かる

土地の評価は、資料だけで金額が出てくるわけではなく、金額や計算方法を調べて計算しないといけません。それに使うのは国税庁が毎年公表する「路線価」というものです。公表されているのでもちろん誰でも調べることができますが、普段あまり目に触れないものなので読み方や計算のやり方がすぐには分からないと思います。

今回、この「路線価」を講座中にスタッフが調べてあなたに金額をお知らせいたします。自分で調べる手間や時間は必要なく、あなたがすることは講師の説明を聞きながら計算機を叩くだけです。

・出来上がった財産のリストは今後も使える

今回の計算だけでなく、家族で話し合いをするときでも、財産の分け方を考えるときでも、どこかへ相談に行かれるときでも、誰の目にも一目瞭然です。いつでも、どこでも使えるあなたの大切な資料になります。

財産や金額が変わっても、少し書き換えるだけですぐに最新版になります。

ステップ4) 相続税の計算

推定相続人を把握して、財産のリストが出来上がれば、いよいよ相続税の計算です。

相続税の計算は、いくつかの工程と順番が決まっています。少し複雑なので、解説を聞きながらひとつずつ丁寧にこなしていきましょう。

このステップが終わる頃には、あなたが実際にだいたいどれくらい相続税を支払わないといけないかが具体的な金額として分かります。もし、これが0円になればとても安心ですね。

計算の方法はあまり見慣れないので複雑ですが、一度計算してしまえばちゃんと理解できるので、お渡しする資料（詳しい解説付）を参考にしながら自分で何度でも計算できるようになります。分厚い本も、退屈なセミナーも、もう必要ありません。

具体的な金額が分かることで、あなたが相続する財産で支払えるのか？財産を処分しないといけないのか？**ステップ3で作った財産リストがここでも役に立ちます**。

例えば、税金の金額と、現預金と生命保険の合計額を比べれば、何もしなくても相続税が支払えるのかほんの一瞬で分かります。

ステップ5) あなたの節税対策を考える

まず、安心してください。この手紙をここまで読んでいるあなたの家族に資産家や富裕層のような大掛かりな対策は必要ないはずです。

タワーマンションを買ったり、莫大な借金をして賃貸マンションを立てたり、資産管理会社を作ったり、、、こんな聞くだけで大それたようなことはやらなくていいのです。

富裕層や資産家の人がわざわざこんなことをするのは、相続税を支払うのに何千万、何億円（財産ではなく税金の金額です！）の現金が必要になるからです。放っておけば、本当に相続税に自分たちの生活が脅かされるからです。昨年の改正も死活問題です。

でも、それ以外の方にとっては、昨年の改正は、

「今までかからなかったのが、ちょっとだけかかるようになったかもしれない」

というくらいの話です。

ですから、あなたは資産家と同じようなことをする必要は全くありません。

簡単にできることにちょっと取り組むだけで、問題なく支払える金額になったり、支払える現金をったり、そもそも相続税がかからなくなったりするでしょう。

つまり、資産家には資産家の対策が、あなたの家族にはあなたの家族用の対策があるということです。

相続税がちょっとでもかかるよりはかからない方が、万が一かかるとしても安いほうが良いと思います。そして、自分の預金からではなく、相続した財産から支払える方がもっと良いですよね？

そんなあなたの家族にとって簡単にできて、効果のある対策を講師と一緒に考えるステップです。

ステップ6) 個別フォロー

最後に、余った時間では、講師による個別フォローを行います。少し計算に詰まったところがあっても、直接講師に質問して教えてもらえます。自分でここまでやったからこそ浮かぶ疑問もあります。**その疑問は、曖昧でなく今までよりも具体的で実のある質問になるでしょう。**

インターネットで質問したり、自分で調べるよりも正確で、早くて、とても簡単です。しかも、この講義中の質問に相談料はかかりません。

「今日から”できる”相続税の節税対策実践講座」

日時：平成28年10月1日（土曜日）
14:00～16:00
（受付開始：13:30）

会場：第8長谷ビル内8階 A室
（京都市下京区大政所町680-1）

京都市営地下鉄「四条駅」6番出口から徒歩1分



持参して頂くもの：

筆記用具

電卓

財産に関する資料、、、など

※申込者の方には後日詳しいご案内をお送りいたします。

10組20人限定 先着順です

すでにお分かりのように、この実践講座では、一方的に講師がお話するだけでなく、参加者の方の計算のフォローや個別対応まで講師が直接しっかりと行うとても濃い内容です。ですから、いたずらに大人数を集めて講座の質が悪くなるようなことはしたくありません。

私たちが講師の方と個別にフォローできる人数と一緒に検討したところ、今回は10組（1組2名まで）のご家族が精一杯だと判断いたしました。

お申込は先着順になりますので、今すぐお申込ください。

さて、参加費をお知らせする前に、

参加特典があります

特典1) ご家族に限り、1名無料でご招待して頂けます。

この講座は、実際には自分が相続することになる財産が分からないと参加してもほとんど意味がありません。ですから、今回の講座は、あなたが財産をあげる立場でなければ、お父様、お母様、旦那様など、財産をあげる立場の方ともらう立場の方と一緒にご参加頂きたいと思っています。

この特典を活用して、ご家族をお誘い頂き、ぜひ今まで気になっているのに話せなかった、言い出しにくかった相続のことについて、ご家族で話し合うきっかけにしてください。

それでも、なかなか誘いにくい方に向けて、ご家族をお誘い頂くための私からのお手紙も同封しています。よろしければこちらもご活用ください。

特典2) 講師の竹内先生への無料相談チケット（60分）

今回の実践講座のフォローにご活用頂けるだけでなく、具体的な節税対策のご相談まで、どんなご相談でもお使い頂けます。個別相談なので、講座で聞きにくかったプライベートな内容も気にせずお話できます。

「講座の時間内に計算が最後までできないかもしれない」
そんな方でも、これがあれば安心です。

※ ご相談は原則として先生の事務所（烏丸御池徒歩3分）にて提供。
ただし、このチケットの利用に限り、お電話でのご相談もOKです。

特典3) 講師の竹内先生へご依頼した場合の相続税評価の基本料金が無料(3万円相当)

今回の実践講座の結果、思っていたよりも相続税が高いことが分かった場合など、専門家にきちんと計算してもらってプロの目線からアドバイスが欲しい、と思われた方はこちらをご利用ください。参加者の方限定で、竹内先生へご依頼する相続税評価の基本料金が無料になります。

※ 譲渡は無効です。

これらの参加特典も含めて、参加費は

1名につき1万円(税込)です。

参加特典を使えば、ご家族を含めて1組で1万円です。

この金額で、税理士のアドバイスを受けながら自分で相続税が計算できます。大切な財産目録も手元に残ります。そして、身に付いた知識は一生ものです。

**お申し込みにはFAX、お電話、郵便
3種類の方法があります
同封の「お申込用紙」を今すぐご確認ください**

それでは、あなたのご参加を心よりお待ちしております。

新風リーガルサービス

代表・司法書士

上羽 崇之

追伸：

この実践講座シリーズは不定期開催です。普通のセミナーとはちょっと変わった試みなので、あまり人が集まらなければ、この内容ではもう二度と開催しない可能性もあります。もし、気になっておられるなら、この機会を逃さないでください。